

## 被告管理者の びっくり仰天証言！！

part I - 2

### 前田さん本人訴訟

12月3日開催された、前田さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30003号賃金請求事件）の証人尋問において、被告管理者から、びっくり仰天の証言がありました。

## 上田助役の証言・・・

伝令法について・・・前田さんが、伝令法の試問に答えられなかったとする上田助役に対しての前田さんの尋問。

- 原告前田さん・・・先ほど、伝令法と言われましたけども、規定上、伝令法とはどういうことですか。
- ▲被告上田助役・・・故障列車を救援する際に行う取扱いですが。
- 原告前田さん・・・規定どおりに述べることはできますか。用語の意味で、伝令法とはありますけども。
- ▲被告上田助役・・・取扱いについてという意味でしょうか。
- 原告前田さん・・・いや、規定に、用語の意味で、伝令法とはという、ちゃんとした文があるんですよ。それは把握されてないということですね。
- ▲被告上田助役・・・取扱いについては、大体のことは覚えておりますが、今ここで急に言われても、思い出すことができません。
- 原告前田さん・・・伝令法以外、もう1つ、方法があるんですけども、それは分かりますか。
- ▲被告上田助役・・・今ここで急に言われても、思い出しません。
- 原告前田さん・・・規定も全て熟知されてるのが管理者じゃないんですか。
- ▲被告上田助役・・・いえ、こういう雰囲気の中ですので、ちょっと思い出せません。

以上、証人調書より

**点呼時、管理者は答えを見て試問しています。いざ、逆試問したらご覧の通り「今ここで急に言われても、思い出せません」「こういう雰囲気の中ですので・・・」・・・**

**これって非違行為ですかね！？**

次号に続く・・・

